

## 鳥羽商船高等専門学校危機管理規則

制 定 平成23年 5月17日

最終改正 令和 4年 3月 8日

(目的)

**第1条** この規則は、鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本校における危機管理体制、対処方法等を定めることにより、本校の学生、教職員（非常勤教職員を含む。以下同じ）及び地域住民（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、危機管理に対する本校の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

**第2条** 前条の目的を達成するため、この規則に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 学生等の安全に係る重大な事態
- 二 教育研究等の活動の遂行に重大な支障がある事態
- 三 本校に対する社会的信頼を損なう事態
- 四 施設管理上の重大な事態
- 五 その他前各号と同等の重要な事態

(危機管理のための校長等の責務)

**第3条** 校長は、本校における危機管理を統括し、危機を未然に防止するために、必要な措置を講じなければならない。

- 2 教務主事、学生主事、寮務主事及び事務部長は、校長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 研究主事、学科長、専攻科長、情報メディア教育センター長、テクノセンター長及び課長は、各学科、専攻科、情報メディア教育センター、テクノセンター及び各課（以下「学科等」という。）について、全校的な危機管理体制と連携し、学科等における危機を未然に防止するために、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(リスク管理室の設置)

**第4条** 本校に、発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機に対して、迅速に対応するため、リスク管理室を設置する。

- 2 リスク管理室は、本校の危機管理を総括し、危機管理体制の充実に努め、必要な危機管理に当たる。
- 3 リスク管理室の構成員は、次のとおりとする。
  - 一 校長
  - 二 教務主事、学生主事及び寮務主事
  - 三 事務部長
  - 四 総務課長及び学生課長
  - 五 その他校長が指名する者

- 4 リスク管理室に、室長及び副室長を置く。
- 5 室長は校長を、副室長は教務主事及び事務部長をもって充てる。  
(リスク管理室員以外の出席)

**第5条** 室長が必要と認めたときは、リスク管理室員以外の者を打ち合わせ等に出席させ、当該事項について意見を述べさせることができる。  
(リスク管理室の業務等)

**第6条** リスク管理室は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 想定される危機に関する危機事象に関する情報の収集及び分析
- 二 危機事象の検討、対応策の立案
- 三 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知
- 四 学生等に対する適切な情報提供
- 五 学生等への教育及び訓練の実施
- 六 緊急時の情報伝達体制の整備
- 七 その他危機管理に係る必要な事項の実施

(危機事象に関する通報等)

**第7条** 本校における緊急事象の通報窓口は、総務課総務係とする。(時間外の場合は、警備員室とする。)

- 2 学生及び教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見した場合は、直ちに通報窓口に通報しなければならない。
- 3 総務課総務係は、前項の通報を受けた場合は、直ちに、リスク管理室副室長に通報しなければならない。
- 4 リスク管理室副室長は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに、室長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、室長と対処方針を協議しなければならない。  
(危機対策本部の設置)

**第8条** 校長は、前条の通報に基づき、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、迅速に当該事象に対応するため危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成は、次のとおりとする。
  - 一 第4条第3項第1号から4号の者
  - 二 その他校長が指名する者
- 3 対策本部に、本部長及び副本部長を置く。
- 4 本部長は校長を、副本部長は教務主事及び事務部長をもって充てる。
- 5 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。  
(対策本部の業務等)

**第9条** 対策本部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 情報の収集、整理、分析及び伝達
- 二 対応方針及び対応策の検討
- 三 関係機関との連絡、調整
- 四 危機事象及び対応状況の記録

五 その他本部長が必要と認めた業務

(対策本部の権限等)

**第10条** 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機事象に対処しなければならない。

2 学生及び教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、危機事象の対処終了後に、必要に応じて学校運営委員会及び教員会議に報告しなければならない。

(機構本部リスク管理本部等との連携)

**第11条** 対策本部は、危機管理を総合的かつ有機的に実施するため、機構本部リスク管理本部と相互連携を図るものとし、必要に応じて関係行政機関及び保護者等と連携して対応するものとする。

(校長が不在の場合の措置)

**第12条** 校長が出張等で不在の場合は、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(秘密保持の義務)

**第13条** 本校のリスク管理又は危機対策に関する業務に従事する教職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

**第14条** 危機管理に関する事務は、総務課総務係が処理する。

(雑則)

**第15条** この規則に定めるもののほか、危機管理に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。